

交通手段を持たない皆さんの日常生活をサポート

タクシー利用助成事業を実施します

町では、平成20年4月1日から主に交通手段を持たない皆さんの日常生活をサポートするため、タクシー会社の協力のもと、「タクシー利用助成事業」を実施します。

これまでの経過

当町では長い間、千曲バス運行による路線バスが主力交通機関でした。しかし、車社会の到来により利用者が減少し、平成に入ってから、国や県が運行に係る費用を補助しながら、路線バスの維持を図ってきました。ところが、平成7年度には国が補助の廃止(特別交付税参入に変更)を行い、平成17年度には県が補助を廃止しました。これにより、各市町村単位で地域公共交通について検討するようになりました。当町においても、先進地の視察や関係者に話を聞くなどして、交通体系の検討を進めてきました。

システムを検討してきました。同年10月に町民代表、交通事業者等で構成する新交通システム検討委員会を組織し、御代田町の公共交通について検討してきました。また、県から補助を受け、御代田町の新交通システム導入に関する調査も実施してきました。

新交通システム 検討委員会での検討

新交通システム検討委員会は、町長から町内の新交通システムに関する事項についての諮問を受け、公共交通に関する調査研究を行いました。委員会では新交通システム導入に関する調査結果を参考にしながら、さまざまな角度から研究を行ってきました。その結果、過大な投資をして

実際の利用者が少数では投資効果がないのではないかとの意見が多く出されました。そのため、タクシー券などの利用による町内での交通弱者の実態を把握した後、新たな施策(循環バスやデマンド交通等)を実施すべきであるとの意見が大勢を占め、町長に同様の内容を答申しました。

答申に基づき、タクシー券を利用した取り組みを行うことで、需要動向の把握と、交通弱者への新システム導入を目的に、次の施策を実施することになりました。

このタクシー利用助成事業はあらかじめ券を購入していただき、利用の上限を定め一定額を補助する方式です。なお、この事業は町内における需要動向を把握することも目的としていますので、事業期間はおおむね3年をめどとします。

詳細は次のとおりです。



タクシー利用助成事業内容

1. 利用できる人

御代田町に住所があり、満75歳以上の方(外国人登録者を含みます)。

2. タクシーの運行範囲

タクシーは御代田町内でのみの運行となります。他の市町村への運行はできません。

3. 助成券

1回600円の助成券(6回分が1セットで3,600円)をお求めください。この券は、身分証明書を兼ねています。

助成券は本人のみが利用でき、人に譲ったり、他の人が利用することはできません。

助成券1枚につき1,500円まで利用することができます(迎車料金を含みます)。1,500円を超える利用料金は、その都度運転手に支払っていただきます。

4. 購入できる枚数

利用者が1年間に購入できるタクシー券は24枚です。年度途中に対象になられた方は、誕生日を含む1ヶ月あたり2枚の計算で購入できます。

5. 利用目的及び制限

タクシーの利用は通院、買物、公共施設及び金融機関の利用等日常生活で必要とされることに限定します。遊興目的での利用はできません。

6. 利用方法

利用者は乗車の際身分証明書を運転手に提示し、確認をうけてから助成券を提示してください。

7. 助成券の購入場所

御代田町役場企画財政課

8. 購入方法

所定の申請用紙に記入して、企画財政課に提出してください。審査を行い料金の収納を確認の後、助成券を交付します。

9. 利用できるタクシー会社

「軽井沢観光タクシー」と「松葉自動車交通」です。

10. 相乗り

目的地まで同じ路線上での乗車に限り、相乗りすることができます。

11. 助成券の払戻し

タクシー券が不要になった場合は、助成券の払戻しをすることができます。口座振込みでの返金となりますので、所定の様式に記入して、企画財政課に申請してください。また、有効期限を越えた助成券は、期限終了後1ヶ月まで払い戻しを行いますが、以後については払い戻しを行いません。

タクシー利用助成券(見本)

様式第2号	※利用に当たっての注意事項		
(許可番号 1) 御代田町タクシー利用助成事業利用許可証 氏名 御代田 太郎 様 (生年月日 昭和6年1月1日) (76歳) 電話番号 32-3111 御代田町タクシー利用助成事業の利用を許可します。 昭和20年4月1日 御代田町長 茂木祐司	1. この券を使ってタクシーを利用するときは、乗車の際に許可証を提示して、この助成券を運転手に手渡してください。 2. この券で利用できる範囲は、御代田町内です。 3. この助成券は、通院、買物、公共施設、金融機関等日常生活で必要とされるもの利用に限り、遊興目的では利用できません。 4. この券を他人に譲渡、転貸又は担保に供してはなりません。 5. 利用できるタクシー会社は「軽井沢観光タクシー」「松葉自動車交通」です。 6. 有効期限が終了した助成券は、期限終了後1ヶ月まで払い戻しを行います。以後の払戻しは行いません。		
様式第3号 御代田町タクシー利用助成券 この券で利用できるのは1,500円までです。 ※1,500円を超える部分はその都度運転手にお支払いください。 有効期限 平成21年3月31日 利用者氏名 御代田太郎 発行年月日 平成20年4月1日 御代田町長 茂木祐司	様式第3号 御代田町タクシー利用助成券 この券で利用できるのは1,500円までです。 ※1,500円を超える部分はその都度運転手にお支払いください。 有効期限 平成21年3月31日 利用者氏名 御代田太郎 発行年月日 平成20年4月1日 御代田町長 茂木祐司	様式第3号 御代田町タクシー利用助成券 この券で利用できるのは1,500円までです。 ※1,500円を超える部分はその都度運転手にお支払いください。 有効期限 平成21年3月31日 利用者氏名 御代田太郎 発行年月日 平成20年4月1日 御代田町長 茂木祐司	様式第3号 御代田町タクシー利用助成券 この券で利用できるのは1,500円までです。 ※1,500円を超える部分はその都度運転手にお支払いください。 有効期限 平成21年3月31日 利用者氏名 御代田太郎 発行年月日 平成20年4月1日 御代田町長 茂木祐司

問い合わせ先
企画財政課企画政策係
(32) 3111 (内線52)